

公表監第15号
平成28年1月22日
(2016年)

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

平成27年11月25日付西監収第45号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 113 号
平成 28 年 1 月 22 日
(2016 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	河 崎 は じ め
同	杉 山 たかのり

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 27 年 11 月 25 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 27 年 11 月 25 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

市は、請求人の所有地（西宮市（略）、持分 5 分の 2。以下「本件土地」という。）について、法違反・非違行為により請求人との訴訟において市勝訴判決を受けた後、悪意の占有を継続しており、今村岳司（市長）に対し、怠る事実によって市の損害等の是正及び損害の補填を行わせることを監査委員に求める。

(理由及び添付された事実を証明する書面)

別紙のとおり。

第2 監査の実施

1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 27 年 11 月 27 日、請求を受理することに決定しました。

2 監査の対象事項

市長に対し、本件土地について、怠る事実により発生する市の損害等の是正及び損害の補填を行わせることを求めるという請求が認められるか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市総務局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 28 年 1 月 14 日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

第3 監査の結果

法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

本件請求については、請求人が「民法第 709 条及び第 719 条の法律を基に「取消し提訴（訴訟詐欺も含め）」又、憲法第 17 条「国および公共団体の損害賠償責任」に基づき提起した場合に西宮市は財産上の損害を被る事実は明白である」と主張していることから、請求人が監査対象としている「怠る事実」とは、市が本件土地の占有を継続すること（請求人に本件土地を返還しないこと）であり、請求人等が市に対し、損害賠償請求訴訟を提起し、市が敗訴することにより、損害賠償金を市が支出することが「相当の確実さをもって予測される」（法第 242 条第 1 項）と主張していると解されます。

その根拠として、請求人は、本件土地に係る請求人と市との民事訴訟において、市が議会の議

決を得ずに提訴したこと及び当該訴訟手続きにおいて、当時の市職員により虚偽の証言がなされ、また、虚偽の証拠が提出されたことなどを理由として、当該訴訟に係る判決は無効である旨を主張します。

しかし、本件土地に係る市と請求人との民事訴訟の適否については、当該訴訟において裁判所によって終局的に解決されるべき問題であり、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について、原告の訴訟提起に係る違法事由の有無、原告の提出した証拠（人証を含む。）の採否及び評価等は、裁判所によって判断される事項であって、市の監査委員が訴訟の適否や判決の有効無効について住民監査請求の手続きにおいて判断することを法は予定していません。

以上のことから、本件土地については、市の勝訴判決の効力を前提に判断することになり、したがって、市が請求人等に対し、損害賠償金を支出することが「相当の確実さをもつて予測される」とはいえず、本件請求には理由がないものと判断します。

(理由の抜粋)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用は省略しました。

法第 242 条 住民監査請求

請求人は西宮市職員の違法不当な財産の取得・管理若しくは債務その他の義務の負担があるとの理由をもって監査請求をしたものであります。(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。)と記載。

請求人が提出した証拠を本事件の因果関係に基づき「不動産不存在確認請求事件」が却下された後、西宮市議会の議決を得ず「所有権確認請求事件」を追訴したこと、及び訴訟の中で西宮市顧問弁護士である訴訟代理人が「虚偽の発言」をし、元総務局長が「虚偽内容の陳述書を提出した上、虚偽証言をした。」更に、管財課長(当時)・総窓窓口責任者、管財課課長補佐(当時)が「虚偽の証拠を提出した」事実をもって民法第 709 条及び第 719 条の法律を基に「取消し提訴(訴訟詐欺も含め)」又、憲法第 17 条「国および公共団体の損害賠償責任」に基づき提起した場合に西宮市は財産上の損害を被る事実は明白である事は法律に基づき監査委員が証拠資料として提出した公文書を精査して頂ければ理解できます。

※ 行政庁の議決がない訴え及び詐欺行為による判決は無効である。

民法第 709 条、民法第 719 条

(添付された事実を証明する書面)

- 1-1 平成 4 年 2 月 20 日付 登記簿
- 1-2 平成 13 年 6 月 28 日 神戸地方法務局西宮支局の見解
- 2-1 平成 11 年 4 月 21 日付で取得 権利書
- 2-2 平成 27 年 4 月 27 日付 平成 26・27 年度 課税台帳登録事項証明書
- 2-3 平成 27 年 4 月 27 日付 平成 26・27 年度 土地・家屋名寄帳
- 3 平成 21 年 2 月 20 日付 市民の声 No.086 号
- 4 平成 11 年 5 月 21 日付及び平成 12 年 10 月 11 日付 馬場順三(当時、市長)から都市整備公団宛の公文書
- 5-1 平成 12 年 7 月 14 日付 会議録
- 5-2 平成 12 年 8 月 8 日付 会議録
- 6-1 調停記録
- 6-2 平成 12 年 8 月 18 日付 山根浩三が作成した図面
- 6-3 平成 12 年 8 月 25 日付 福島勇三が作成した陳情書
- 6-4 平成 12 年 9 月 6 日付 陳情に対して平成 12 年 9 月 18 日付で「採択」
- 7-1 平成 12 年 12 月 20 日 総務常任委員会会議録
- 7-2 平成 13 年 3 月 12 日 総務常任委員会会議録・議決関係書類
- 8-1 平成 13 年 4 月 6 日付 訴状
- 8-2 平成 13 年 6 月 8 日付 職員の報告書

- 8-3 平成 13 年 7 月 27 日付 職員の報告書
- 8-4 平成 13 年 10 月 5 日付 準備書面
- 8-5 平成 13 年 10 月 18 日付 訴状訂正の申立書
- 8-6 平成 13 年 6 月 8 日付 所有権確認請求事件の議決証明書がない。
- 8-7 平成 14 年 11 月 22 日付 福島勇三・田川和男の虚偽公文書 市民の声 No.089 号添付
- 8-8 平成 14 年 11 月 22 日付 山根浩三の虚偽証言 市民の声 No.089 号添付
- 9-1 平成 15 年 3 月 28 日付 一審判決書
- 9-2 平成 15 年 3 月 28 日 判決の概要・職員の報告書
- 10-1 平成 27 年 4 月 21 日付 市民の声 No.008 号
- 10-2 平成 27 年 5 月 20 日付 市民の声 No.019 号
- 10-3 平成 27 年 9 月 29 日付 市民の声 No.089 号
- 11-1 犯罪被害者等基本法・内閣府 法律第 161 号
- 11-2 (仮称)西宮市犯罪被害者支援条例に対する意見
- 11-3 行政庁の裁量権
- 12-1 平成 22 年 8 月 9 日付 西宮市総務総括室長 田中氏 来庁時の記録
- 12-2 平成 22 年 10 月 6 日付 兵庫県市町振興課「事務連絡」
- 13 平成 27 年 10 月 15 日付 大阪法務局人権擁護部 上申書
- 14 平成 27 年 6 月 8 日付 神戸地方検察庁・告訴状
- 15 平成 27 年 6 月 11 日付 最高検察庁監察指導部監察指導課・上申書
- 16 平成 27 年 8 月 11 日付 大阪高等検察庁総務部企画調査課・上申書
- 17 平成 27 年 11 月 17 日付 兵庫県警察本部長・苦情申出書
- 18 当時の関係者・塩瀬センター事件・訴訟経過
- 19 西宮市職員退職金手当支給条例